

### 【③通行障害建築物】

通行障害建築物は、下記により定める「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、かつ、下記の規模を満たす建築物とします。

#### a. 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づき、愛知県に指定される道路の対象は、第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路です。また、耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づき豊橋市が指定する道路の対象は、市が独自に指定する緊急輸送道路及び緊急道路です。

##### ■第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

##### ■第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所、主な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

##### ■市が独自に指定する緊急輸送道路

三河港、広域防災拠点公園、豊橋市民病院及び中心市街地を連絡する道路及び県の計画を補完する道路

##### ■市が独自に指定する緊急道路

応急救護所や避難所等から緊急輸送道路へのアクセス道路

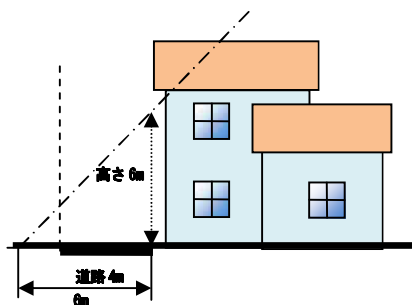
#### b. 通行障害建築物の規模

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、以下に示す当該前面道路の幅員に応じて定められる距離を加えたものを超える建築物とします。

##### 政令第4条 第1号

###### 道路幅員 12m 以下の場合

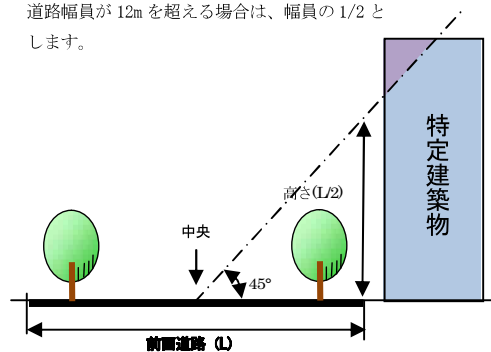
道路幅員が 12m 以下の場合は、6m とします。



##### 政令第4条 第2号

###### 道路幅員 12m を超える場合

道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 とします。



# 緊急輸送道路図

